

## 介護ロボット導入支援事業実施要領

### 1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の介護ロボット導入支援事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であるため、広く一般の介護事業者における取組の参考となるよう先駆的な取組に対して支援を行うことにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、介護ロボットの普及を促進することを目的とする。

### 3 交付対象者

県内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）

### 4 補助の対象範囲

#### (1) 介護ロボット機器

次のアからウの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

##### ア 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

##### イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

(ア) ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

##### ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

#### (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器（既に導入済の機器を含む）を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。なお、介護ロボットのメンテナンス、通信などに係る経費は補助対象外とする。

ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

(配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む)

ウ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

## 5 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画

### (1) 計画の作成

介護ロボットの導入、見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画 (交付要領第3条に定める別紙2-3) を作成し、他の事業者の参考となるべき導入後3年間の活用モデルを示すこと。

なお、介護ロボットの導入、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費いずれについても補助を受ける場合においては、計画は別に作成することとするが、1計画の中で、それぞれの計画内容が明確に別に確認できる場合は、1計画に記載して差し支えない。

### (2) 導入効果の報告

ア 介護ロボット導入等効果報告書 (別記1) を作成し、他の事業者の参考となるべき導入効果について、客観的な評価指標に基づいて示すこと。

イ 導入翌年度からの3年間、毎年度3月31日を基準日として、基準日から1か月以内に知事に報告すること。

## 6 補助額等

### (1) 補助額

ア 介護ロボット機器

1機器につき導入経費の2分の1 (補助限度額30万円) を補助額とする。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

1事業所につき整備経費の2分の1 (補助限度額150万円) を補助額とする。

### (2) 補助対象から除くもの

ア 消費税及び地方消費税

イ 交付決定前に補助対象に係る売買契約等を締結したもの

### (3) 介護ロボットの導入に伴う1回当たりの限度台数

ア 施設・居住系サービスは、利用定員数を 10 で除した数（小数点以下切り上げ）を限度台数とする。

イ 在宅系サービスは、利用定員数を 20 で除した数（小数点以下切り上げ）を限度台数とする。

なお、利用定員数のないサービスについては、1 日の利用限度人数を利用定員数とみなす。

(4) 介護ロボット導入等計画との関係

介護ロボット機器については、1 計画につき 1 回の補助とし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、1 事業所につき 1 回の補助とする。

7 とちぎ介護人材育成認証制度に係る優先枠等

(1) 優先枠

とちぎ介護人材育成認証制度においてレベル 3 の認証を受けている事業者（以下、「レベル 3 事業者」という。）に対し、事業を優先的に採択する優先採択枠を一定数設ける。

(2) 補助限度台数

レベル 3 事業者が介護ロボットを導入する際の 1 回当たりの限度台数を、6（3）により算出した台数の 2 倍とする。

8 提出書類

(1) 本事業による補助を受けようとする者は、交付要領第 3 条に定める書類を提出するものとする。

(2) 本事業に係る実績報告を行おうとする者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、交付要領第 7 条に定める書類を提出するものとする。

9 その他

(1) 予算額に限りがあるため、原則として申請書は申請受付開始日以降、先着順に受け付ける。

(2) 交付要領第 5 条に基づき、補助事業の内容又は 20% を超える経費配分の変更を行う場合や、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、必ず所定の申請を行うこと。

(3) 交付要領第 4 条（5）の知事が定める期間は、5 年間とする。

附則

この要領は、平成 28 年 5 月 10 日から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 3 月 29 日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年3月31日から適用する。

附則

この要領は、令和3年6月9日から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別記 1

介護ロボット導入等効果報告書

年 月 日

報告担当者 職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

|                    |                                      |           |
|--------------------|--------------------------------------|-----------|
| 法人名                | 事業所名                                 | 介護サービスの種別 |
|                    |                                      |           |
| 導入機器・設備の種別         | 介護ロボットの製品名<br>(通信環境整備の場合は、見守り機器の製品名) |           |
|                    |                                      |           |
| 導入時期               | 導入台(セット)数                            |           |
| 年 月 日              |                                      |           |
| 使用状況<br>(日々の活用状況等) |                                      |           |
| 介護時間の短縮            |                                      |           |
| 直接・間接負担の軽減効果       |                                      |           |
| 介護従事者の満足度          |                                      |           |
| 利用者の満足度            |                                      |           |
| その他                |                                      |           |

※ 必要に応じて、日々の活用状況が確認できる日誌等を添付すること。

※ 導入計画に基づき、導入翌年度からの3年間、毎年度3月31日を基準日として、基準日から1か月以内に知事に報告すること。